

別紙1

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令	監査証明府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件	企業会計基準指定告示
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
全般について		
1	<p>JMIS は、我が国として考える「あるべき IFRS」を適用可能な 1 組の会計基準として表明するものであり、ASBJ の公表後速やかに、我が国の資本市場において適用可能な状況とする必要がある。本件はその趣旨にのっとり、所要の改正が行われたものであり、その内容を基本的に支持する。</p> <p>今後も、IASB に対して、オールジャパンでの効果的な意見発信を続けていく必要がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
2	<p>IFRS のエンドースメント手続は、IFRS の内容や影響のより深い理解につながることから、重要なプロセスであるものとする。ただし、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。</p> <p>今般の修正国際基準の制度化に関連し、今後、IFRS のエンドースメント手続を、指定国際会計基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう、関係者との間で調整を図って頂くことを希望する。</p>	
3	<p>修正国際基準が本邦ディスクロージャー制度において果たす役割及びコストについてモニタリングが継続され、将来的には廃止なども含めた適切な措置が講じられることを期待する。</p>	

連結財務諸表規則等	
▼第7章等	
4	<p>JMIS は、ASBJ が開発した日本の会計基準ではあるが、我が国の GAAP ではなく、また強制適用でなく任意適用可能な基準という位置付けであること及び IFRS から派生した基準である等の理由から連結財務諸表規則上、「本則」ではなく「特例」として取り扱われていると理解している。その方針には異論がないが、当該事項につき適切に説明等され、市場関係者が理解することは非常に重要である。</p> <p>修正国際基準は、我が国で作成された企業会計の基準ではあるものの、連結財務諸表等を作成するにあたり「適用の一般原則」となる「我が国において『一般に』公正妥当と認められる企業会計の基準」には該当せず、法令の要件（連結財務諸表規則第1条の3等）を満たす株式会社が、「適用の特例」として任意に適用が行える企業会計の基準です。</p> <p>よって、現行の指定国際会計基準と同様に、「第7章 企業会計の基準の特例」等に所要の規定整備を行ったものです。</p>
監査証明府令	
▼第1条第11号の2	
5	<p>今回、開示府令案第四号の三様式記載上の注意(18)経理の状況 i において定められた、第1四半期報告書に開示する修正国際基準準拠の年度連結財務諸表についても、監査証明の対象とすべきではないか。</p> <p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
財務諸表等規則	
6	<p>改正案では、連結財務諸表を作成していない会社が、日本基準に基づく単体財務諸表に加えて修正国際基準に基づく単体財務諸表を追加で作成することができる旨の規定が設けられていない。本件改正案に必ずしも反対するものではないが、当該改正案とした趣旨を教えて欲しい。</p> <p>修正国際基準に係る単体財務諸表の規定整備については、将来における修正国際基準に係る任意適用企業の状況やその需要等を踏まえ、検討されるものと考えられます。</p>
開示府令	
▼第二号様式 (30) 業績等の概要 c~f 等	
7	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(30)d では、修正国際基準から指定国際会計基準に移行した場合、修正国際基準による要約連結財務諸表の並行開示を行う旨が追加されたが、米国基準から指定国際会計基準に移行する場合には、要約連結財務諸表の並行開示は引き続き不要であるとの理解でよいか。</p> <p>ご理解のとおりです。</p>
8	<p>開示府令案によれば、米国基準から指定国際会計基準又は修正国際基準に直接移行した場合には、差異の記載は不要だが、米国基準から日本基準を経由して指定国際会計基準又は修正国際基準に移行した場合は、差異の記載は必要であるという理解でよいか。</p> <p>米国基準から指定国際会計基準又は修正国際基準に直接移行した場合には、差異に関する事項の記載は不要です。米国基準から日本基準を経由して指定国際会計基準又は修正国際基準に移行した場合には、日本基準を従前から適用していた会社と異なる取扱いをすべき必要性は乏しいと考えられることから、差異に関する事項の記載が必要である旨を開示府令において明確化しております。</p>
9	<p>開示府令案では、修正国際基準を採用する企業について、修正国際基準を採用した財務諸表と日本基準を採用した財務諸表との主要な項目</p> <p>主要な項目の差異についての記載は、異なる会計基準を適用している会社の間での比較可能性を確保する観点から重要であると考えら</p>

	<p>目の差異の記載が必要とされているが、これに加えて、修正国際基準を採用した財務諸表と指定国際会計基準を採用した財務諸表との主要な項目の差異についても、記載の要否をご検討頂きたい。</p>	<p>れ、本件改正後の規定では、この確保が図られていると考えられます。これに加えて、ご要望の事項について更に記載を義務づけることには、なお慎重な考慮が必要と考えます。</p>
10	<p>修正国際基準の適用会社に対して、日本基準との主要な項目の差異を記載すべきとしている点については、指定国際会計基準の適用会社と同様の取り扱いであり、当面の対応としてはこれを支持する。</p> <p>しかし、指定国際会計基準や修正国際基準を適用した企業に、今後も継続して日本基準との差異に関する事項の記載を求める必然性は薄く、IFRS 任意適用の拡大を図る上で障害ともなりうると思う。このような観点から、将来的には撤廃を検討してはどうか。</p>	<p>差異に関する事項の記載を撤廃することとした場合、異なる会計基準を適用している会社の間での比較可能性の確保が困難となるため、これを撤廃することは困難であると考えられます。</p>
11	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(30)e及びfで記載が求められている「連結財務諸表における主要な項目の差異に関する事項」とは、直前に使用していた会計基準と修正国際基準についての差異に関する事項を指すとの理解でよいか。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(30)e及びfで記載が求められている「連結財務諸表における主要な項目の差異に関する事項」は、直前に使用していた会計基準と修正国際基準との差異ではなく、日本基準と修正国際基準との差異となります。</p>
12	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(30)e及びfで記載が求められている「差異に関する事項」は、会計監査人の監査の対象外であるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、開示府令第二号様式記載上の注意(30)e及びfで記載が求められている「差異に関する事項」は、会計監査人の監査の対象外となります。</p>
▼第二号様式記載上の注意(84-2)等		
13	<p>開示府令案では、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をした場合に、届出書及び有価証券報告書に記載すべき事項のうち当該修正に関する事項について、「当該修正後の内容及びその旨」を記載すべきとしている(第二号様式記載上の注意(84-2)(84-3)及び第三号様式記載上の注意(63)(63-2))。</p> <p>他方で、日本基準に従い「遡及適用等」を行った場合においては、「主要な経営指標等の推移」及び「四半期情報」において、遡及適用等を行った場合に「その旨」の記載が求められているのみで、その他の箇所については「その旨」の記載は求められていない。</p> <p>上記の「連結財務諸表の修正」は「遡及適用等」に含まれる内容であると考えられることを踏まえると、「連結財務諸表の修正」を行った場合における「その旨」の記載を、「主要な経営指標等の推移」及び「四半期情報」の箇所に限り求めることとしてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

銀行法施行規則等		
▼第13条の11第1項第1号等		
14	<p>修正国際基準適用会社は、銀行法施行規則案第13条の11第1項第1号の「他の法人等の意思決定機関を支配している法人等」を修正国際基準ではなく日本基準に基づいて決定しなければならないこととなるが、その合理的な根拠を示されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
企業会計基準指定告示		
▼第4条		
15	<p>企業会計基準指定告示案第4条において、「修正国際基準」を「平成 年 月 日までに企業会計基準委員会の名において公表した修正国際基準」とされている。今後はこの日付を更新していく形で、エンドースメント手続が継続して行われる旨が明確化されているものと理解している。その方針に異論はないが、当該事項につき適切に説明等され、市場関係者が理解することは非常に重要である。</p>	<p>現行の日本基準（又は指定国際会計基準）における告示指定と同様に、修正国際基準についても、今後、企業会計基準委員会により修正国際基準の改訂等が行われ公表されたもののうち、所要の手続（連結財務諸表規則ガイドライン 94 参照）を経て、金融庁長官が告示で指定したものを修正国際基準とする規定としております。</p>